

○大雪消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔昭和49年3月26日〕
〔条例第4号〕

改正	昭和50年3月20日条例第2号	昭和52年4月1日条例第2号
	昭和53年3月31日条例第1号	昭和57年3月28日条例第1号
	平成4年3月31日条例第3号	平成12年3月30日条例第2号
	平成12年4月18日条例第6号	平成18年3月30日条例第1号
	平成26年4月1日条例第12号	平成31年3月22日条例第3号
	令和2年12月22日条例第1号	令和5年6月14日条例第10号

（目的）

第1条 この条例は、大雪消防組合職員の特殊勤務手当の支給について、大雪消防組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第8号）に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

夜間特殊業務手当

消防業務手当

災害派遣手当

救急待機手当

（夜間特殊業務手当）

第3条 夜間特殊業務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員が任命権者が定める業務に従事したときに支給する。

（消防業務手当）

第4条 消防業務手当は、本務として消防業務に従事する職員に対して支給することができる。

（災害派遣手当）

第5条 災害派遣手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊及び同法第39条の規定による北海道広域消防相互応援協定に基づき、大雪消防組合以外の市町村に派遣され、災害復旧等の業務に従事する職員に支給する。

（救急待機手当）

第6条 救急待機手当は、救急業務のため事前に勤務の割振りにより待機命令を受けた職員に支給する。

（手当の支給額）

第7条 前4条に規定する手当の額は、別表のとおりとする。

（支給期日）

第8条 特殊勤務手当は、その月分を翌日の給料の支給日に支給する。

（施行規定）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

第5編 給与（大雪消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例）

この条例は、昭和49年4月1日より施行する。ただし、第3条に規定する分遣所手当については、昭和48年7月23日から適用し、この条例の施行の前日までに支払われた手当は、この条例の規定による給料の内払とみなす。

附 則（昭和50年3月20日条例第2号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月28日条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第3号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月18日条例第6号）

この条例は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

第5編 給与（大雪消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例）

別表（第7条関係）

特殊勤務手当

種 類	支 給 額		備 考
夜 間 特 殊 業 務 手 当	1 時 間 以 上 2 時 間 未 満	3 0 0 円	
	2 時 間 以 上 3 時 間 未 満	5 0 0 円	
	3 時 間 以 上	7 0 0 円	
消 防 業 務 手 当	管理者が定める額		
災 害 派 遣 手 当	公用施設又はこれに準 ずる施設に宿泊した場 合（1日につき）	3, 9 7 0 円	ただし、その他の施設に宿泊 した場合は、災害派遣手当の 額の基準(昭和37年自治省 告示第118号)により支給 する。
救 急 待 機 手 当	1 回	8 0 0 円	